

第143回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催情報

日 時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時

場 所 東京都港区新橋五丁目33番11号
当社（新橋NHビル）
8階 会議室

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

株主総会にご来場の株主様への記念品（おみやげ）はございません。



日本ヒューム株式会社

株 主 各 位

証券コード 5262

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

東京都港区新橋五丁目33番11号

日本ヒューム株式会社

取締役社長 増淵 智之

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nipponhume.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスのうえ、「IR情報」「株主総会関連情報」の順にご選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5262/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本ヒューム」または「コード」に当社証券コード「5262」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順にご選択いただき、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報をご確認ください。)

なお、当日の出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから5ページのご案内に従っ
て、2026年6月25日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあ
げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区新橋五丁目33番11号 当社（新橋NHビル）8階 会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第143期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第143期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件
4 議決権行使等につ いてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう
お願い申し上げます。
- 会場での配慮が必要な方は、当日、会場受付の係員にお知らせください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事
項及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法
令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております
1. 事業報告の「会社の体制および方針」
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役
が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネット等で議決権
を行使される場合

次ページ以降の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書		株主番号 0000000000	議決権行使時刻 000000000000 時
日本ヒューム株式会社 印			
私は、2016年6月12日の取締役第143期定時株主総会（議決権行使者は株主として）に以下の議決権行使を行います。 2016年 6月 日			
議案	第1次投票	第2次投票	お見え 1. 株主総会に出席しご登壇される場合は、2016年6月12日午後2時00分まで、以下いずれかの方法で議決権行使をお願いします。 (1) 議決権行使書にて投函し、 (2) 下記にコードを記入し、 (3) 郵送品封のセキュリティにアクセス (スマートフォンでのご利用方法) 「スマートフォン」のご利用には、スマートフォンにダウンロードした「日本ヒューム株式会社」のアプリをインストールし、アプリ上で「議決権行使」を選択し、セキュリティにアクセスをお願いします。 ▶ スマートフォン用 議決権行使アプリ ダウンロード 日本ヒューム株式会社
議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	
議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	
議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	
各議案ごとに賛否の表示をされる場合は、賛否の表示の両方のためにご記入ください。 日本ヒューム 株式会社 * 1001800000000000100020 K1T -000000001# インターネットで貴会所で行った議決権行使される場合は、インターネットを有効とします。 株主総会に不出席の場合は、この議決権の行使をしないものと推定するものとさせていただきます。			

議案	第1号案	第2号案
賛否表示欄	☒	☒
	☒	☒

※議決権行使書用紙はイメージです。

●議決権行使結果のお取り扱いについて

書面およびインターネット等（「スマートSR」、「プレミアム優待倶楽部」を含む）により二重に議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

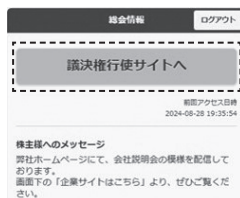
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

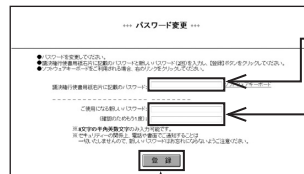
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
「次へ」をクリック



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
「初期パスワード」を入力
「登録」をクリック
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

プレミアム優待倶楽部による議決権行使のご案内

1. 会員登録

以下のURLから議決権行使サイト「日本ヒューム・プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力
のうえ、会員登録をお願いいたします。



URL : <https://nipponhume.premium-yutaiclub.jp/>

【会員登録・ログインに必要なユーザー情報】

■株主番号

株主様ご自身の9桁の株主番号をご入力ください。

■郵便番号

2026年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された郵便番号をご入力ください。

※議決権行使書用紙の中央上部に記載がございます。

■ログインID（メールアドレス）

■パスワードを入力の上ご行使ください。

※会員登録時に株主様ご自身で入力いただいたパスワード

2. ログイン&議決権行使

STEP 1 「株主ポスト」ページへアクセスしてください。

STEP 2 「議決権行使」ページへアクセスして、賛否を選択してください。

<ご注意事項>

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信費は、株主様のご負担になりますのでご了承ください。

本システムおよび議決権行使に関するお問い合わせ

日本ヒューム・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク

お問い合わせ先：0120-980-965 通話料無料／受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として捉えており、安定的な配当水準を維持することを基本としながら、健全な財務体質を維持することに注力しております。株主の皆様への利益還元につきましては、業績などを勘案し、総合的な株主還元の充実に努めております。

当事業年度の剰余金の処分につきましては、個別業績および連結業績、財務状況ならびに今後の経営環境等を勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社は2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しました。株式分割前の2025年9月30日を基準日として1株当たり22円の中間配当金をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は、株式分割後に換算しますと中間配当金11円と合わせ、1株につき24円（前期比10円の増配）となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき、金 13円 (普通配当金11円50銭 記念配当金1円50銭)
	配当総額 704,082,808円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 新株予約権の無償割当てに関する定め廃止

当社が買収防衛策としての新株予約権の無償割当てに関し定めていた定款第10条については、制度の見直しに伴い、これを廃止するものといたします。

(2) 取締役の任期短縮

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため定款第19条を一部変更し、取締役の任期を現行の2年から1年に変更いたします。ただし、2025年6月27日開催の第142回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするために附則を設けるものといたします。

(3) 取締役の任期短縮に伴う所要の変更

取締役の任期短縮に伴い、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）及び第40条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第40条（中間配当）および第42条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

これらに伴い、条数繰り上げなど必要な変更を実施するものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第9条（条文省略） <u>（新株予約権無償割当てに関する事項の決定）</u>	第1条～第9条（現行通り）
第10条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当てに関する事項を決定することができる。	<u>（削除）</u>

第11条～第18条 (条文省略)

(任期)

第19条 取締役会の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第20条～第39条 (条文省略)

(新設)

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(新設)

第10条～第17条 (現行通り)

(任期)

第18条 取締役会の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

第19条～第38条 (現行通り)

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の特段の定めがある場合を除き取締役会の決議により定めることができる。

(削除)

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31

第41条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第42条 当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行なうことができる。 (新設)	<u>日とする。</u> ② <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> ③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> 第41条 (現行通り) (削除) 附則 (取締役任期に関する経過措置) 第1条 第18条の規定にかかわらず、2025年6月27日開催の第142回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2027年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 本附則は当該期日経過後、これを削除する。
--	---

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、資材価格の高止まりや人手不足の影響が継続する一方、各種政策効果や設備投資の回復等により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、第4四半期に入り中東情勢の緊迫化を背景に、エネルギー価格や物流への影響懸念が高まり、先行き不透明感が増す状況となりました。

建設市場においては、老朽化対策や国土強靱化を背景とした公共投資が底堅く推移しました。特に下水道分野においては、施設および管路の老朽化の進行に加え、点検・調査業務における人手不足が顕在化しており、従来の目視点検に加え、ドローンやデジタル技術の活用による効率化・高度化の必要性が明確に示されました。これにより、更新・耐震化にとどまらず、調査・診断を含めたインフラマネジメント全体の高度化需要が拡大しております。

このような環境のもと、当社グループは、総合コンクリート会社として、基礎事業、下水道関連事業、プレキャスト事業を軸に、材料技術・デジタル技術・省力化技術を組み合わせた高付加価値提案を推進し、社会インフラの長寿命化、防災・減災、環境対応といった社会課題の解決に取り組んでまいりました。特に下水道分野においては、調査・診断から更新までを一体で提供する体制の強化を進めるとともに、ドローン等のデジタル技術を活用した点検・診断の高度化に取り組んでおります。

こうした需要構造の変化を踏まえ、当社はドローン技術を活用したインフラ点検ソリューションを展開する株式会社Liberawareとの資本業務提携を実施しました。本資本業務提携により、調査・診断領域における技術力の高度化とサービス提供体制の強化を図り、インフラマネジメント型への転換と付加価値創出の拡大を目指しております。

さらに、基礎事業においては、中部地区における事業基盤強化を目的としてマナック株式会社を子会社化し、同地域における製造から施工までの一体対応体制を構築しました。これにより、従来の成長制約要因の解消を図り、受注対応力および事業運営体制の強化を進めております。

当期の業績は、基礎事業において前年の大型案件の反動減が期初より影響し、四半期ベースの前年対比では減収減益で推移しました。一方で、下水道関連事業における出荷増および価格改善、高付加価値製品の展開により収益基盤が着実に機能し、四半期を追うごとに業績は回復し、通期計画に収束する形で推移しました。

特に第4四半期においては、下水道関連事業におけるヒューム管の出荷増加および更生・耐震化案件の進捗が業績を牽引し、基礎事業の反動減を吸収、通期での増収増益を確保しました。加えて、中東情勢の影響によるエネルギーコストや物流面での不確実性の高まりに対しては、価格対応および生産・調達の柔軟な運用により影響の抑制に努めました。

これらの結果、当期の売上高は402億39百万円（前期比8.6%増）、営業利益は25億23百万円（同24.8%増）、経常利益は37億99百万円（同24.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33億82百万円（同11.1%増）となり、売上高および営業利益は過去最高を更新しました。

事業セグメント別では、基礎事業において大型案件への対応および技術力を活かした受注の積み上げにより安定的な収益基盤の強化を図りました。

下水道関連事業においては、更新需要の取り込みおよび提案力の強化により大幅な増収増益となりました。プレキャスト事業についても、省力化・施工合理化ニーズの高まりを背景に、安定的な受注と収益の確保を実現しました。

なお、当社は2025年8月27日開催の取締役会において、資本効率の向上と株主の皆様への一層の利益還元のため、自己株式の取得を決議し、総額6億54百万円の自己株式を取得しました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

【基礎事業】

大型案件の着実な推進に加え、技術力を活かした案件の積み上げにより、通期ベースでは計画どおりの水準を確保いたしました。売上高は242億97百万円（前期比6.9%増）、営業利益は13億29百万円（同1.9%増）となりました。

【下水道関連事業】

ヒューム管の出荷増加および更生・耐震化工事の進捗により増収増益となりました。政策需要を確実に取り込み、当社グループの成長ドライバーとして収益拡大に大きく寄与しました。売上高は143億56百万円（前期比11.9%増）、営業利益は26億8百万円（同34.8%増）と大幅な増収増益となりました。

【太陽光発電・不動産事業】

売上高は14億82百万円（前期比4.0%増）、営業利益は8億70百万円（同8.2%増）となりました。

【その他】

売上高は1億3百万円（前期比10.2%増）、営業利益は85百万円（同10.8%増）となりました。

当期は、基礎事業における収益変動を、下水道関連事業およびプレキャスト事業の成長により吸収する構造が一層明確となり、事業ポートフォリオの収益安定性が向上しました。

加えて、マナック株式会社の子会社化による地域基盤の強化、および株式会社Liberawareとの資本業務提携による調査・診断領域の高度化に向けた取組みにより、製品供給型ビジネスからインフラマネジメント型ビジネスへの進化が着実に進展しております。

主要事業の実行施策と成果は以下のとおりです。

【下水道関連事業】

- ・ヒューム管の出荷増加や耐震化工事の進展により、着実に売上を伸ばしました。
 - ・更新・補修需要を継続的に取り込むことで、安定的な収益基盤を強化しました。
 - ・低炭素型コンクリート「e-CON」が、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録されました。この登録により、「公共工事で採用しやすい技術」として評価され、今後の受注拡大につながることが期待されます。
 - ・「e-CON」が地球環境大賞「環境大臣賞」を受賞しました。環境性能の高さが広く認められたことで、企業や自治体からの信頼性向上につなげてまいります。
 - ・株式会社Liberawareとの資本業務連携により、点検・調査分野の高度化を進めました。これにより、従来よりも安全かつ効率的にインフラの状態を把握できる体制を強化しています。
- これらの取組みにより、「製品＋工事＋点検」を一体で提供する体制をさらに強化し、拡大するインフラ更新需要を確実に取り込んでいます。

【基礎事業】

- ・大阪IR関連案件の出荷開始により、売上および利益を計上しました。
 - ・ICT施工管理システム「Pile-ViMSys」の活用拡大により、施工品質と生産性の向上を進めました。
 - ・国内最高強度（コンクリート強度200N/mm²級）の超高強度コンクリートパイルの開発に着手し、技術力のさらなる高度化を図りました。
 - ・マナック株式会社の株式取得により、中部地域における事業基盤を拡充し、製造から施工までを一体で担う体制を強化しました。
- これらの取組みにより、大型案件への対応力と地域基盤の双方を強化し、安定的な受注確保と収益基盤の強化につなげております。

【プレキャスト事業】

- ・PCウェル等のオリジナル製品の出荷により、売上および利益を計上しました。
 - ・公共案件を中心に安定的な受注を確保し、収益基盤の維持に取り組みました。
 - ・設計対応や図面処理の効率化により、提案スピードと対応力の向上を図りました。
 - ・当社独自の製品・技術を活用した提案により、受注機会の拡大を進めました。
- これらの取組みにより、省力化ニーズの高まりを成長機会として取り込み、安定収益の確保と将来的な事業拡大の両立につなげております。

また、当社は成長投資の加速および資本効率の向上を目的として自己株式の売却による資金調達を実施しました。調達資金については、成長領域への投資やM&Aの原資として活用する方針であり、機動的な投資実行と企業価値の持続的向上を図ってまいります。

なお、当社はこれまで継続してきた当社株式への大規模買付行為に対する対応方針について、株主

価値および資本市場との対話を重視する観点から2026年6月26日開催予定の第143回定時株主総会終結の時をもって非継続とすることを決定しました。

今後は、コーポレートガバナンスの強化と持続的な成長戦略の実行を通じて企業価値の向上を図り、株主共同の利益の確保に努めてまいります。

以上のとおり、当期は外部環境の変化、とりわけ地政学リスクの高まりや人手不足を背景とした技術革新の進展にも適切に対応しつつ、事業ポートフォリオの強化、成長投資の実行および資本政策の高度化を同時に進展させ、持続的成長に向けた構造的な成長基盤を確立し、次の成長フェーズへの移行を明確にした一年となりました。

(政策保有株式の状況について)

当社は取引関係の維持強化を目的とした取引先の株式（以下「政策保有株式」という。）を保有しております。保有目的と効果については、取締役会において総合的に合理性を検証しております。引き続き連結純資産の10%以内を目途とした政策保有株式の検証を進めてまいります。

(人的資本経営について)

あらゆる価値は「人」が創造します。社員がいきいきとやりがいをもって挑戦できる職場環境、企業風土をつくっていくことで、新たな付加価値を生み出し、豊かな人間環境づくりに貢献したいと考えています。

コンクリートテクノロジーで安全・安心な社会づくりに貢献する。そのためには社員一人ひとりが今まで以上にチャレンジ意欲の向上や高い専門性の獲得が必要です。当社では性別・年次・年齢に関わらない専門性重視、自律的なキャリア形成、役割に基づく人事制度や資格取得奨励金制度の見直しを行うなど、社員の成長が会社の業績向上につながるよう、人的資本経営を推進すること、中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

(TCFDフレームワークについて)

当社は、気候変動への対応を重要な経営課題の一つと捉え、企業理念の一つである「豊かな人間環境づくり」に基づき、本課題に取り組んでまいります。TCFD提言に沿った気候変動関連情報の開示を進めることで、気候変動が当社の事業に与えるリスクや機会の分析、その分析に拠る経営戦略およびリスクマネジメントの策定をもって、脱炭素化の推進を図り、また防災・減災に対する事業活動を通して、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

	第142期 (2025年3月期)	第143期 (2026年3月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	37,064	40,239	8.6%増
営業利益	2,022	2,523	24.8%増
経常利益	3,049	3,799	24.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	3,045	3,382	11.1%増

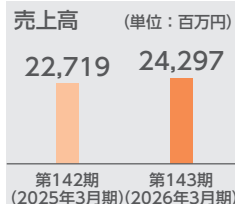
セグメント別の業績は、次のとおりであります。

基礎事業

売上高

24,297百万円
(前期比6.9%増)

地道な売価改善活動や徹底した工事リスク管理により利益率が改善し、売上高は242億97百万円（前期比6.9%増）、営業利益は13億29百万円（同1.9%増）の増収増益となりました。

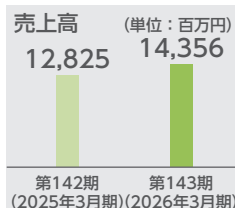


下水道関連事業

売上高

14,356百万円
(前期比11.9%増)

プレキャスト製品、特に道路用プレキャスト製品は設計段階からの提案活動が奏功し、売上高は143億56百万円（前期比11.9%増）、営業利益は26億8百万円（同34.8%増）と、こちらも大幅な増収増益となりました。

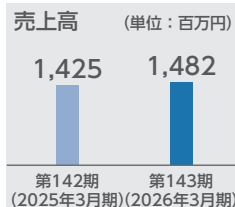


太陽光発電・不動産事業

売上高

1,482百万円
(前期比4.0%増)

売上高は14億82百万円（前期比4.0%増）、営業利益は8億70百万円（同8.2%増）となりました。太陽光発電事業、不動産賃貸収入ともに前期並みとなりました。

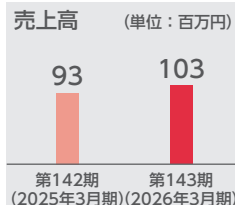


その他

売上高

103百万円
(前期比10.2%増)

売上高は1億3百万円（前期比10.2%増）、営業利益は85百万円（同10.8%増）となりました。



2. 対処すべき課題

(1) 事業環境と次期の見通し

次期の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善や設備投資の回復を背景に、景気は緩やかな回復基調が継続することが期待される一方、資材価格の高止まりや人手不足の継続に加え、地政学的リスクの動向など、依然として先行き不透明な状況が続くものと見込んでおります。

このような経営環境のもと、当社グループは2026年度から2030年度までの5か年を対象とする新中期経営計画「26-30計画 NEXT100」を策定いたしました。本計画においては、下水道関連事業を成長の中核と位置づけるとともに、基礎事業の競争力強化およびプレキャスト事業の拡大を通じて、事業ポートフォリオのさらなる高度化を進めてまいります。

(2) 「26-30計画 NEXT100」の取り組み

当社は、2023年度より推進してまいりました「23-27 計画R」において、収益構造改革を中心とした各種施策を進め、売上高・営業利益ともに当初計画を2年前倒しで達成するなど、再成長軌道への基盤構築を進めてまいりました。

一方で、社会インフラを取り巻く環境は大きく変化しております。老朽化対策・防災減災・脱炭素・人手不足などへの対応が求められる中、単なる規模拡大ではなく、持続的に利益を生み出せる企業体質への進化が重要であると認識しております。

このような認識のもと、「26-30 計画NEXT100」では、「23-27 計画R」で進めてきた構造改革をさらに深化させ、収益創出力を高めることで、次の成長ステージへの飛躍を実現してまいります。

なお、本計画における売上高 600 億円は通過点と位置づけております。本計画期間において、再現性のある収益創出モデルの確立を推進し、将来の「1000 億円企業」への土台構築を目指してまいります。

① 基本方針 『構造改革で“稼ぐ力”を作り、次の成長へ』

当社は、「26-30 計画NEXT100」を、構造改革を“利益成長”へ転換する5年間と位置づけております。営業・技術・生産・工事・管理の5部門改革をさらに深化させることで、受注力・付加価値・生産性・原価競争力・意思決定速度を高め、持続的に利益を創出できる高収益体質への転換を図ってまいります。

また、基礎事業・下水道関連事業・プレキャスト事業それぞれの役割を明確化し、事業ポートフォリオの進化を通じて、収益性と資本効率を伴う成長を実現してまいります。

② 基本戦略

i) 事業戦略

- 主力事業の収益力強化
- ストック型収益モデルへの進化
- プレキャスト事業の成長領域拡大
- 高付加価値化・差別化戦略の推進
- 社会インフラ長寿化への対応強化

ii) 機能戦略

- データドリブン営業への進化
- e-CON・ICT施工等による差別化技術強化

生産設備更新・標準化による効率化

D Xによる意思決定高度化

人材育成・人的資本強化

iii) 財務戦略

成長投資（設備・D X・研究開発・M & A）の加速

株主還元強化（総還元性向 50%以上、利益成長に応じた配当）

R O E・資本効率を重視した経営の推進

iv) E S G戦略

社会インフラ長寿命化への貢献

e - C O Nを中心とした脱炭素対応の推進

安全・品質・コンプライアンス体制の強化

③ 数値目標（FY2030）

指標 FY2030

売上高 600 億円/営業利益 48 億円

営業利益率 8 %以上/R O E 8 %以上

④ 本計画の位置づけ

本計画は、「23-27 計画 R」において構築した“稼げる土台”をベースに、構造改革をさらに深化させることで、再現性ある収益創出モデルの確立を推進し、持続的に成長できる企業体質を構築することを目的としております。また、当社は、構造改革を単なる業務改革ではなく、企業文化そのものを進化させる取り組みと位置づけております。

「社会インフラを支える」にワクワクを重ねる

構造改革の本質は、仕組みを変えるだけではなく、絶え間のない対話を通じて、社員一人ひとりが「自走」し、挑戦を恐れない文化を創ることにあります。個人の成長が企業の成長と連動し、社会から「なくてはならない」と信頼されるエクセレント企業へ。当社は、本計画を通じて、社会インフラを支える企業としての価値向上と、企業価値の持続的成長を実現してまいります。

当社を取り巻く環境は、人材不足や資材価格の変動、地政学リスクの高まりなど、不確実性が常態化する局面に入っています。こうした環境においては、従来の延長線上にある取り組みでは持続的な成長は実現できません。

当社は、製品供給にとどまらず、社会インフラの診断・施工・維持管理までを一体で提供する事業モデルへと進化させることで、付加価値の源泉を拡張してまいります。また、資本効率を意識した経営のもと、投資と回収の規律を徹底し、収益力の向上を通じて企業価値を高めていきます。

社会インフラを支える企業としての責任を果たすことは当然の前提です。その上で、変化を前提とした経営へと舵を切り、自ら意思決定し、やり切ることで、持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆様には今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

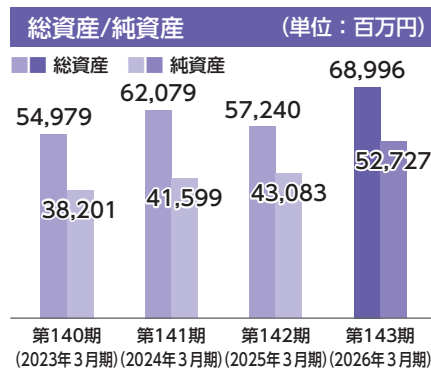
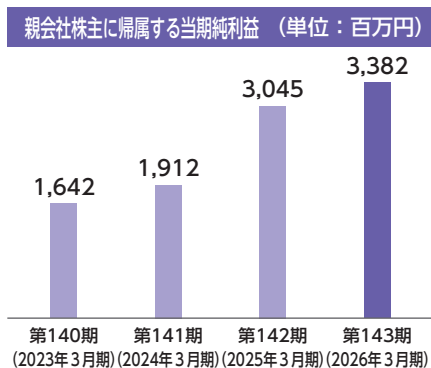
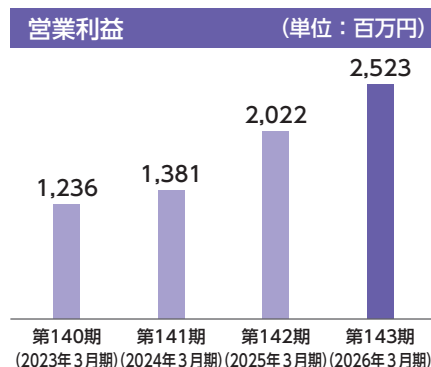
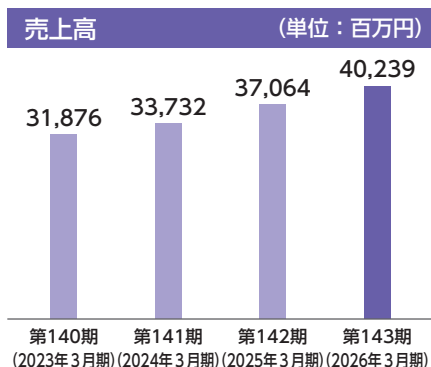
当期に実施した設備投資の総額は20億47百万円であります。その主な内容は、工場の生産設備更新であります。

4. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と特定融資枠契約（特定融資枠5億円、契約期間2026年3月31日～2027年3月31日）を締結しております。なお、期末日現在の使用額はありません。

当期において、2026年2月25日開催の当社取締役会決議により、マナック株式会社株式取得に伴って発生した資金需要への対応、各種法規制強化により一時的に減少した手元資金への充当を目的として自己株式処分を行い、57億94百万円を調達しました。

5. 直前3事業年度の財産および損益の状況



		第140期 (2023年3月期)	第141期 (2024年3月期)	第142期 (2025年3月期)	第143期 (当期) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	31,876	33,732	37,064	40,239
営業利益	(百万円)	1,236	1,381	2,022	2,523
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,642	1,912	3,045	3,382
純資産	(百万円)	38,201	41,599	43,083	52,727
総資産	(百万円)	54,979	62,079	57,240	68,996

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
東邦ヒューム管株式会社	96,000	99.3	東北地方におけるコンクリート製品の販売
技工曙株式会社	70,000	99.2	コンクリート製品用型枠等の製造および販売
株式会社エヌエイチ・フタバ	10,000	40.0	建設資材等の販売
日本ヒュームエンジニアリング株式会社	20,000	40.0	諸工事の請負
株式会社ヒュームズ	10,000	40.0	当社保有不動産の管理
株式会社環境改善計画	10,000	90.0	環境関連機器の販売
株式会社鋼商	30,000	73.0	鉄鋼・鉄鋼二次製品の加工販売
マナック株式会社	90,000	99.7	コンクリートパイルの製造および販売 杭打工事一式
ニッポンヒュームインターナショナル リミテッド	107,130千香港ドル	100.0	建設資器材等の販売
ピー・ティー・ヒュームコンクリート インドネシア	21,709,420千ルピア	100.0	地盤改良材の販売

(注) 1.株式会社エヌエイチ・フタバおよび株式会社ヒュームズは、それぞれの株式を30%相互保有しております。
2.2026年2月27日にマナック株式会社の発行済株式99.7%を取得し、同社を連結子会社化しました。

7. 主要な事業内容

事業区分	主要製品・事業内容
基礎事業	コンクリートパイルの製造・販売、杭打工事など
下水道関連事業	ヒューム管、セグメントなどの製造・販売、管渠更生工事など
太陽光発電・不動産事業	不動産の賃貸、管理および開発、太陽光発電、環境関連機器の販売およびメンテナンスなど
その他	下水道関連工事用機材レンタルなど

8. 主要な営業所および工場

区分	名称および所在地
当社本社	本社（東京都港区）
国内営業拠点	関東・東北支社（東京都）、東海支社（愛知県）、関西支社（大阪府）、九州支社（福岡県）、北海道支社（北海道）
国内生産拠点	熊谷工場（埼玉県）、三重工場（三重県）、尼崎工場（兵庫県）、九州工場（福岡県）、苫小牧工場（北海道） NH東北太陽光発電所（宮城県）、NH岡山太陽光発電所（岡山県）
海外営業拠点	ニッポンヒュームインターナショナルリミテッド（香港） ピー・ティー・ヒュームコンクリートインドネシア（インドネシア）

9. 使用人の状況

使用人数	前期比増減
701名	152名増

（注）増加の主な要因はマナック株式会社を連結子会社化したことであります。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	200,000千円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 160,000,000株
2. 発行済株式の総数 54,160,216株 (自己株式4,534,784株を除く)
3. 株主数 23,494名
4. 大株主およびその持株数

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口	4,800	8.9
旭コンクリート工業株式会社	2,936	5.4
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C8221-623793	2,826	5.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,773	5.1
株式会社みずほ銀行	2,051	3.8
太平洋セメント株式会社	2,040	3.8
株式会社NJS	2,019	3.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	1,624	3.0
SMBC日興証券株式会社	1,597	3.0
丸全昭和運輸株式会社	1,489	2.8

- (注) 1. 当社は、自己株式4,534,784株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率の計算上、役員株式給付信託 (BBT) 及び従業員株式給付信託 (J-ESOP) が保有する1,624,180株は、発行済株式の総数から控除する自己株式には含めておりません。
4. 当期中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役5名 (社外取締役を除く) に対し27,965株であります。
5. 2026年1月1日付で実施した当社普通株式の分割 (1株を2株に分割) に伴い、発行可能株式総数は80,000,000株、発行済株式の総数は29,347,500株増加しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
増 渕 智 之	代表取締役社長	指名委員会委員長、報酬委員会委員長
井 上 克 彦	専 務 取 締 役 専 務 執 行 役 員	営業推進本部長兼関東・東北支社長、事業戦略推進統括、下水道関連 事業・環境製品e-CON戦略推進担当 株式会社N J S 社外取締役
田 中 敏 嗣	取 締 役 常 務 執 行 役 員	技術本部長 株式会社N J S 社外監査役
櫻 井 博 章	取 締 役 常 務 執 行 役 員	関西支社長、プレキャスト営業推進担当
前 田 正 博	取 締 役	崇城大学客員教授
中 野 良 一	取 締 役	
増 江 亜佐緒	取 締 役	弁護士法人奥野総合法律事務所弁護士 公益財団法人日本共同証券財団理事 東京鐵鋼株式会社社外取締役監査等委員

2. 監査役の氏名等

氏名	地位	重要な兼職の状況
石 井 孝 雅	常 勤 監 査 役	
中 村 靖	監 査 役	
横 山 良	監 査 役	
藤 木 靖 久	監 査 役	トピー工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役前田正博氏および中野良一氏、増江亜佐緒氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中村靖氏および横山良氏、藤木靖久氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役前田正博氏および中野良一氏、増江亜佐緒氏、監査役中村靖氏および横山良氏、藤木靖久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役大川内稔氏は、2025年6月27日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の通り決議いたしました。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容

業績連動報酬等は、業績連動型株式報酬制度とし、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行う。取締役会（⑤の委任を受けた代表取締役社長）は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝91：9とする。この比率は会社業績あるいは業績に対する貢献度に応じて、定められた範囲で変動することがある。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長増渕智之氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定しなければならないこととする。

なお、株式報酬は、各事業年度に関して役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度に応じて定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、161,200ポイントを上限とする。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断する。

⑥ 任意の報酬諮問委員会がある場合における当該委員会に関する事項

- i) 名 称 報酬委員会
- ii) 設置目的 取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の担保と説明責任の強化
- iii) 役 割 取締役会の諮問に応じ、「iv)審議事項」について審議し、取締役会に対して助言・提言を行う。
- iv) 審議事項
 - イ.取締役および重要な使用人の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
 - ロ.取締役および重要な使用人の個人別の報酬の内容
 - ハ.「イ.」を決議するために必要な基本方針、規則および手続等の制定、変更、廃止
 - ニ.その他、取締役および重要な使用人の報酬等に関して本委員会が必要と認めた事項
- v) メンバー 取締役会決議により選定される取締役（社外取締役含む）および社外監査役3名以上の委員で構成し、その半数以上は社外取締役または社外監査役でなければならない。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の総額 (千円)		報酬等の総額 (千円)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	8	150,573	17,835	168,408
監査役	4	38,445	—	38,445
合計	12	189,018	17,835	206,853
(うち社外役員)	(6)	(43,170)	—	(43,170)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、2025年6月27日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって選任した取締役1名の在任中の報酬の額が含まれます。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第124回定時株主総会において、賞与分も含めた年額270百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月27日開催の第137回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、3事業年度を対象として合計216百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（社外取締役を除く）であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第124回定時株主総会において、賞与分も含めた年額70百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

- ① 取締役前田正博氏は、崇城大学客員教授を兼職しておりますが、当社と学校法人君が淵学園との間に特別の関係はありません。
- ② 取締役増江亜佐緒氏は、弁護士法人奥野総合法律事務所弁護士、公益財団法人日本共同証券財団理事、東京鐵鋼株式会社社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ③ 監査役藤木靖久氏は、トピー工業株式会社社外監査役を兼職しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。

(2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

(3) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
前田 正博	社外取締役	当期に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。 企業経営や長年の行政経験、学識経験者の観点から、経営全般にわたり有益な助言をいただきました。
中野 良一	社外取締役	当期に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。 長年の行政経験から、経営全般にわたり有益な助言をいただきました。 また、任意の指名委員、報酬委員として、客観的かつ中立的な立場で、役員候補者の選定や報酬決定において有益な助言をいただきました。
増江 亜佐緒	社外取締役	当期に開催された取締役会16回すべてに出席いたしました。 弁護士としての経歴と知見に基づいて、専門的見地から有益な助言をいただきました。
中村 靖	社外監査役	当期に開催された取締役会16回、監査役会11回すべてに出席いたしました。 グローバル企業グループにおける経験と知見に基づいて、取締役会および監査役会において経営全般にわたり有益な助言をいただきました。
横山 良	社外監査役	当期に開催された取締役会16回、監査役会11回すべてに出席いたしました。 経営者としての経歴と知見に基づいて、取締役会および監査役会において経営全般にわたり有益な助言をいただきました。
藤木 靖久	社外監査役	当期に開催された取締役会16回、監査役会11回すべてに出席いたしました。 金融機関での経験と知見に基づいて、取締役会および監査役会において経営全般にわたり有益な助言をいただきました。 また、任意の指名委員、報酬委員として、客観的かつ中立的な立場で、役員候補者の選定や報酬決定において有益な助言をいただきました。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）および各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、非業務執行取締役は金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役は金500万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D＆O保険）を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。保険料は特約部分を含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者です。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

Moore みらい監査法人

2. 報酬等の額

区分	報酬等の額（千円）
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	42,900
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,900

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 子会社のうち、ニッポンヒュームインターナショナルリミテッドおよびピー・ティー・ヒュームコンクリートインドネシアは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの報告等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前における職務の執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、Mooreみらい監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項業務以外の業務(非監査業務)として、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第143期末 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	31,424,671
現金及び預金	10,297,966
受取手形、売掛金及び契約資産	12,363,499
電子記録債権	3,227,508
商品及び製品	4,177,764
原材料及び貯蔵品	949,285
その他	433,181
貸倒引当金	△24,534
固定資産	37,571,573
有形固定資産	12,838,078
建物及び構築物	4,535,417
機械装置及び運搬具	3,492,496
土地	4,482,858
建設仮勘定	182,760
その他	144,545
無形固定資産	999,729
のれん	688,863
その他	310,865
投資その他の資産	23,733,765
投資有価証券	23,506,499
繰延税金資産	18,344
その他	288,421
貸倒引当金	△79,500
資産合計	68,996,244

科目	第143期末 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	10,150,172
支払手形及び買掛金	4,537,970
電子記録債務	1,227,702
短期借入金	830,000
1年内返済予定の長期借入金	58,728
未払法人税等	743,750
賞与引当金	244,190
工事損失引当金	6,686
株主優待引当金	51,523
その他	2,449,621
固定負債	6,118,125
長期借入金	122,446
繰延税金負債	2,255,776
役員株式給付引当金	47,129
役員退職慰労引当金	380,507
従業員株式給付引当金	190,419
退職給付に係る負債	2,549,101
長期預り敷金保証金	534,349
その他	38,394
負債合計	16,268,297
純資産の部	
株主資本	46,505,415
資本金	5,251,400
資本剰余金	9,025,147
利益剰余金	34,660,160
自己株式	△2,431,293
その他の包括利益累計額	5,714,272
その他有価証券評価差額金	5,146,165
為替換算調整勘定	191,205
退職給付に係る調整累計額	376,901
非支配株主持分	508,259
純資産合計	52,727,947
負債純資産合計	68,996,244

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第143期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	40,239,958
売上原価	32,171,243
売上総利益	8,068,714
販売費及び一般管理費	5,544,983
営業利益	2,523,731
営業外収益	1,353,742
受取利息	8,032
受取配当金	301,342
持分法による投資利益	889,531
受取技術料	41,657
その他	113,178
営業外費用	78,018
支払利息	12,961
為替差損	14,687
不動産開発維持管理費	21,029
寄付金	10,558
その他	18,782
経常利益	3,799,454
特別利益	801,468
固定資産売却益	132,295
投資有価証券売却益	653,587
退職給付制度終了益	15,584
特別損失	54,410
固定資産除却損	23,158
固定資産売却損	2,364
構造改革費用	28,886
税金等調整前当期純利益	4,546,512
法人税、住民税及び事業税	1,159,610
法人税等調整額	△21,536
当期純利益	3,408,439
非支配株主に帰属する当期純利益	25,763
親会社株主に帰属する当期純利益	3,382,675

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第143期末 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	25,534,008
現金及び預金	6,754,828
受取手形、売掛金及び契約資産	11,137,861
電子記録債権	2,867,555
商品及び製品	3,778,934
原材料及び貯蔵品	591,344
前払費用	75,159
未収入金	98,090
その他	243,432
貸倒引当金	△13,198
固定資産	28,348,170
有形固定資産	10,701,904
建物	3,551,680
構築物	420,841
機械及び装置	3,179,044
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	34,565
土地	3,286,834
リース資産	46,176
建設仮勘定	182,760
無形固定資産	301,495
ソフトウェア	151,746
電話加入権	7,701
ソフトウェア仮勘定	142,048
投資その他の資産	17,344,770
投資有価証券	10,408,270
関係会社株式	6,756,897
長期前払費用	2,322
その他	256,780
貸倒引当金	△79,500
資産合計	53,882,178

科目	第143期末 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	7,364,866
買掛金	3,888,581
短期借入金	500,000
リース債務	13,650
未払金	556,250
未払費用	71,127
未払法人税等	716,023
契約負債	730,253
預り金	72,948
賞与引当金	227,732
工事損失引当金	6,686
株主優待引当金	51,523
その他	530,088
固定負債	5,516,840
繰延税金負債	1,945,890
リース債務	37,847
退職給付引当金	2,771,891
役員株式給付引当金	47,129
従業員株式給付引当金	190,419
長期預り敷金保証金	523,661
負債合計	12,881,706
純資産の部	
株主資本	36,026,921
資本金	5,251,400
資本剰余金	9,072,721
資本準備金	1,312,850
その他資本剰余金	7,759,871
利益剰余金	23,863,615
その他利益剰余金	23,863,615
固定資産圧縮積立金	1,393,978
保険差益圧縮積立金	1,367
別途積立金	11,000,000
繰越利益剰余金	11,468,268
自己株式	△2,160,815
評価・換算差額等	4,973,550
その他有価証券評価差額金	4,973,550
純資産合計	41,000,472
負債純資産合計	53,882,178

損益計算書

(単位：千円)

科目	第143期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	37,992,559
売上原価	30,325,991
売上総利益	7,666,568
販売費及び一般管理費	5,206,463
営業利益	2,460,105
営業外収益	887,847
受取利息	6,730
受取配当金	730,172
受取技術料	41,657
その他	109,287
営業外費用	48,395
支払利息	8,114
不動産開発維持管理費	21,029
寄付金	10,558
支払手数料	7,826
その他	867
経常利益	3,299,556
特別利益	785,774
固定資産売却益	132,186
投資有価証券売却益	653,587
特別損失	25,523
固定資産除却損	23,158
固定資産売却損	2,364
税引前当期純利益	4,059,807
法人税、住民税及び事業税	1,109,613
法人税等調整額	△22,941
当期純利益	2,973,135

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

Moore みらい監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 中村 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松本 淳一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ヒューム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ヒューム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

日本ヒューム株式会社
取締役会 御中

Moore みらい監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 中村 優
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松本 淳一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ヒューム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおりに報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

日本ヒューム株式会社 監査役会

常勤監査役 石井 孝 雅 ㊞

社外監査役 中 村 靖 ㊞

社外監査役 横 山 良 ㊞

社外監査役 藤 木 靖 久 ㊞

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本ヒューム株式会社 当社（新橋NHビル）8階会議室
東京都港区新橋五丁目33番11号

交通

J R「新 橋」駅 | 烏森口より徒歩10分
都営三田線「御成門」駅 | A4出口より徒歩5分



※当会場には駐車場はありません。あらかじめご了承ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。